

介護保険料の市町村単独減免事業

1 実施状況

実施区分	保険者数	
実施する	5	7.9%
実施せず	58	92.1%
合 計	63	100%

2 実施保険者別の詳細

令和3年4月1日現在

保険者	対象者	減免内容	令和2年度実績 上段(人) 下段(円)
長野市	①収監されている者 ②生活困窮者 ③その他特別事情	①全額 ②該当段階の保険料率 ③個々に審査し、最大で第1段階の保険料率まで減免	12
			191,650
上田市	1 ①から③すべてに該当する者。 ①収入が生活保護基準に準じる。 ②活用できる資産がない。 ③親族に扶養されていない。 2 収監者等	1 2分の1の額に減額 2 収監期間中の全額免除	0
			0
飯田市	・市内に居住する65歳以上の者で構成される世帯の者、又はこれに障害程度2級以上の者を含む世帯。 ・対象収入が生活保護法による保護基準に満たない者。 ・対象者を扶養する経済的能力を有する者がいないこと。 ・活用可能な資産を所有していないこと。	第2段階、第3段階の額を第1段階まで減免	0
			0
須坂市	1 保険料率が第2・第3段階に属する低所得者のうち次の要件をすべて満たす者 ①世帯収入が生活保護の最低水準以下。 ②市民税課税者に扶養されていない。 ③活用できる資産がない。 2 介護保険法第63条に該当する者	1 第1段階へ軽減 2 その期間中に係る保険料を全額免除	13
			513,730
北アルプス 広域連合	・介護保険施行令第38条第1項第3号に掲げる者 ・地方税法の規定による市町村民税または特別区民税が課されているものと生計を一にしている者 ・その世帯全員の収入および資産等で、別表に掲げる基準により算定した額が基準額以下である者	所得段階が第1段階の者は保険料年額の2分の1の額、第2段階及び第3段階の者は保険料年額の3分の1の額を減免する。	4
			36,730
合 計			29
			742,110

令和3年度 介護保険サービス利用者負担等（1割負担、食費・居住費）の市町村単独軽減事業

市町村 広域連合	令和3年度計画			令和2年度実績		財源
	対象者	対象サービス	事業内容	軽減実施者 (人)	軽減額 (円)	
1 長野市	①市町村民税非課税世帯または老齢福祉年金を受給している人 ②収入資産等を勘案して、利用者負担額を援護しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人	全ての居宅サービス・施設サービス ただし、住宅改修費、福祉用具購入費、及び食費・居住費（滞在費）日常生活費等実費負担分等を除く。	介護サービス利用1割負担分（食費・居住費を除く）の1か月の利用者負担総額のうち、3,000円を超えた金額を支給する。 * 訪問介護利用者負担軽減、社会福祉法人等利用者負担軽減、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費適用後の利用者負担額について、適用する。	52	3,302,928	一般財源
2 松本市	①「社会福祉法人等による利用者負担軽減」の基準に該当する者 ②「社会福祉法人等による利用者負担軽減」の基準に該当する利用者負担第2段階の者	①民間事業所等が提供する、「社会福祉法人等による利用者負担軽減」と同じサービスおよび、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ（それぞれ予防を含む） ②訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ（それぞれ予防を含む）、現行相当訪問型サービス、現行相当通所型サービス	①「社会福祉法人等による利用者負担軽減」と同等に減免 ・第1段階 1/2 ・第2段階 1/4 ・第3段階 1/4 ②第2段階の1/4軽減にさらに1/4を嵩上げし、合計で1/2を軽減	381	8,253,047	一般財源
3 上田市	住民税非課税世帯に属し、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の者	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防も含む）、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護介護、複合サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、短期利用特定施設入居者生活介護、短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護、短期利用認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）、地域密着型通所介護、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス	利用者負担を8%とし2%分を助成する。	500	10,615,954	一般財源
4 飯田市	・市内に居住する65歳以上の者で構成される世帯、又はこれに障害程度2級以上の者を含む世帯 ・対象収入が生活保護法による保護基準に満たない者 ・対象者を扶養する経済的能力を有する者がいないこと ・活用可能な資産を所有していないこと	在宅サービス(福祉用具購入・住宅改修・グループホーム・特定を除く)	自己負担できないと認める額を免除	0	0	一般財源
5 須坂市	市民税世帯非課税者で老齢福祉年金受給者・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と同等の生活水準であると市長が認める者（利用者負担を援護しなければ、要保護者と同等の生活水準となると市長が認める者を含む。）	すべての介護保険サービス (福祉用具購入費、住宅改修費は除く)	1か月の利用者負担総額のうち3,000円を超えた額を補助	0	0	一般財源

6	小諸市	援護金の支給の対象となる者は、市町村民税世帯非課税であって、介護保険の高額介護サービス費の上限額が最も低い所得区分に属する者(生活保護受給者を除く)その他これに準ずると市長が認めた者。	居宅サービス (住宅改修費、福祉用具購入費を除く)	自己負担の3割を補助	0	0	一般財源
7	伊那市	社会福祉法人等による利用者負担軽減対象者に準じる	社会福祉法人利用者負担軽減と同様	社会福祉法人以外の法人利用者負担軽減 (軽減内容は社会福祉法人利用者負担軽減と同様)	12	314,004	一般財源
8	塩尻市	要支援及び要介護認定を受けている方で、世帯全員の方の前年度住民税が非課税の方	居宅サービス(住宅改修費、福祉用具購入費を除く)、介護予防・日常生活支援総合事業に規定する第1号訪問事業及び第1号通所事業	300円分のサービス券を月6枚 申請のあった月から3月までの月数	692	10,362,000	一般財源
9	佐久市	市民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者または生活保護世帯と同等の生活水準であると市長が認める者	すべての介護保険サービス(福祉用具購入費、住宅改修費を除く。)	1ヶ月の利用者負担額の3割(高額介護費を差引いた額)	2	26,389	一般財源
10	小海町	住民税非課税世帯(所得段階1~3)	在宅サービス (住宅改修費、福祉用具購入費を除く)	自己負担の5割を補助	140	6,178,273	一般財源
11	川上村	社会福祉法人による利用者負担軽減の対象者と同一	通所介護・訪問介護・訪問看護	サービス事業毎の一月あたりの利用者負担額のうち1,000円を超えた部分を補助	0	0	一般財源
12	長和町	次の条件をすべて満たす方。 ①町に住所を有し居住している者及び介護保険施設等に入所している者。 ②住民税非課税世帯・扶養義務者が住民税非課税であること。 ③対象収入(前年収入より社会保険料等控除後の額)が140万円以下であること。	介護保険の要介護・要支援認定者が利用した施設・在宅サービスの利用料	介護保険の要介護・要支援認定者が施設・在宅サービスを利用した際の利用料を20~80%の範囲で補助する。(収入に応じて補助率が異なる)	65	3,134,075	一般財源
13	箕輪町	(1) 町内に住所を有し、地域密着型サービスを利用している者のうち、社会福祉法人等の減免制度の適用を受けていないもの (2) 町が発行した介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第83条の6の規定による介護保険負担限度額認定証(以下「認定証」という。)を交付された者 (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援を受けていない者 (4) 介護保険料を滞納していない者 (5) 法第66条から第69条までに規定する保険給付の制限の措置を受けていない者	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスを利用する要介護認定者等のうち、居住費等の利用者負担が困難な低所得者の利用者負担額の軽減を行っている事業所を運営する事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する	-	-	

14	南箕輪村	法第41条第1項に規定する要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者とする。ただし、対象者が法第4章第6節の規定により保険給付の制限等を受けている場合及び南箕輪村補助金等交付規則（昭和59年規則第2号。以下「規則」という。）第5条第2項各号に掲げる納付金を滞納している場合は、対象としない。	居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く居宅サービス及び介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く介護予防サービス及び夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス	1年間の負担額を所得段階に応じた割合で助成する。	286	4,478,607	一般財源
15	高森町	介護サービス受給者で在宅介護をしている者（前年の所得金額が160万円以上の者を除く）	福祉用具購入、住宅改修を除く在宅サービス	自己負担の下記の割合を償還払い 非課税世帯60%、 課税世帯であるが本人が非課税者40%、 本人課税者20%。	371	20,123,336	一般財源
16	阿智村	阿智村の介護保険被保険者で、在宅の介護保険サービスを利用し、利用料を支払った方。	介護保険居宅介護サービス、介護予防サービス。（ただし、福祉用具購入費と住宅改修費及び1ヶ月に15日以上利用した短期入所は除く。）	本人の収入等に応じ2割、5割、8割を領収書を添付した請求書の申請に対して扶助。	29	580,445	一般財源
17	下條村	村民税非課税世帯で年金以外所得がなく、すべての年金額が80万円以下の者	①在宅サービス ②短期入所生活介護	①（1）利用者負担軽減事業 在宅サービスを対象とし、5/10を助成する。 ②（2）サービス上乗せ事業 短期入所サービスを対象とし、法定の連続利用限度日数の2倍を上限に、限度日数を超えた際の利用料の2/3を助成。 いずれも利用者に償還払い。国の制度を優先し、重複適用はしない。 ②下條村ショートステイ等利用者居住費負担減免事業 ショートステイ等利用者のうち、特定入所者介護サービス費の対象とならない被保険者について、居住費の減免を行う。	197	778,030	一般財源
18	泰阜村	すべての介護保険在宅系サービス利用者所得制限等なし	在宅系サービス	自己負担の6割を補助	0	0	一般財源

19	豊丘村	在宅介護サービス利用者の住民税非課税者	在宅介護サービスの全て (課税世帯の場合は短期入所のみ対象) H28以下を対象サービスに追加。 ①地域密着型通所介護 ②介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防訪問介護 (みなし) ③介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防通所介護 (みなし)	自己負担額の1/2を補助	1026	5,334,153	一般財源
20	山形村	保険料段階が第1, 2, 3段階の者	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護福祉サービス	在宅サービス1/2、施設サービス1/4の利用者負担額を助成	55	1,749,921	一般財源
21	山ノ内町	・第1号被保険者のうち、保険料段階が第1段階の者(生活保護除く) ・第2号被保険者のうち、市町村民税非課税世帯の者	居宅介護サービス(福祉用具購入、住宅改修を除く)	高額介護サービス費、特地加算を控除した後の利用者負担額の1/2助成(月額上限2,500円)	211	5,523,720	一般財源
		特別地域内事業所から居宅介護サービス等を受けた被保険者	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与	特別地域加算分を助成	249	1,018,482	一般財源
22	諏訪広域 ・岡谷市 ・諏訪市 ・茅野市 ・下諏訪町 ・富士見町 ・原村	・市町村民税非課税者又は生活保護と同程度と認められる者 ・保険料1、2段階の者等	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、通所リハ、短期入所療養介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護	・市町村民税非課税者又は生活保護と同程度と認められる…自己負担の全額補助 ・保険料1、2段階の者…自己負担の半額補助 ・特例措置対象者…自己負担額の1/8を補助	46	803,794	一般財源
合計		令和3年度計画：21市町村1広域連合			4,314	82,577,158	